

琉球大学学術リポジトリ

琉球処分と沖縄旧慣土地改革

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-10-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸谷, 義治, Toya, Yoshiharu メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/49911

琉球処分と沖縄旧慣土地改革^{*1}

戸 谷 義 治

1 はじめに

沖縄は周知の通り、かつては琉球王国という独立国が統治した地域である。その後、中国（明・清）の朝貢国となり、また日本の江戸時代初めには薩摩による侵攻を受けてその附庸国となるが^{*2}、なお明治の初めまで独立を維持していた。

それが、1872（明治5）年には琉球王国の廃止と琉球藩の設置、さらには1879（明治12）年にはその琉球藩も廃止されて沖縄県が設置され、日本に編入されることとなった（いわゆる琉球処分）。

琉球処分については、その背景や経緯について様々な研究がなされてきた。ここで新たに資料を搜索し、従来の歴史的な研究に何かを付け加えることは筆者の能力を超えるものである。

本稿は、これまでに明らかにされてきた琉球処分およびその後の経過について確認した上で、法の適用という視点から見て、琉球処分がどのように位置づけられるのか、いかにして琉球処分は正当化されたのか、いまだ自らも西洋法制の確立途上にあった日本に編入された沖縄の法状況はいかなるものであったのかなどにつき若干の検討を行おうとするものである。

2 琉球処分の経過

(1) 江戸時代のおわりまで

それでは、琉球処分による日本への編入に先立って、琉球と中国や日本との関係を確認しておくことにしたい。

*1 本稿は、令和2年12月6日に開催された環太平洋法学研究回第2回会合での報告をもとに加筆修正したものである。

*2 渡口真清「17世紀の薩摩の侵攻」（沖縄歴史研究2号17頁）参照。

通説によれば、1372年、三山時代の中山王であった察度が明国初代・洪武帝からの呼びかけに応じる形で明に入貢し、中国との朝貢関係が開始されたとされる。これに応じて1404年、明国3代・永楽帝が察度の息子で中山王となっていた武寧を冊封し、正式に中華帝国の冊封体制に入ることとなった。

その2年後の1406年、佐敷按司であった尚巴志が武寧を破り、父・尚思紹を中山王に即位させる。更に、1429年には、中山王となっていた尚巴志が琉球を統一し、琉球王国の初代国王となるが、その後も中国との朝貢・冊封関係は継続することとなった。

しかし、日本では江戸幕府が開かれた後の1609年、薩摩・島津氏が琉球に侵攻、琉球は敗北して奄美諸島を割譲することとなったものの、王国そのものは存続することとなった。ただし、琉球は薩摩の附庸国とされ、毎年砂糖などの貢納が義務づけられることとなった。また、同時に中国への朝貢と中国からの冊封も継続された。

このように、琉球は15世紀の三山統一から17世紀初めまでは、中国の冊封体制に組み込まれ、17世紀以降はそれに加えて薩摩の附庸国となって、「日支(清) 両属」の状態となっていた。

(2) 明治改元以降

1868(明治元)年、日本では前年の大政奉還を受けた王政復古と新政府樹立がなされて明治と改元されると、にわかに琉球との関係も変化し、日本の中央政府が直接に琉球と関係を持つようになる。

明治元年になると明治政府は、それまで薩摩藩の指示により琉球で行われていた八朔儀礼(徳川家康の江戸入府を記念する年中行事)を廃止するよう琉球政府に指示し、実際にも同年以降取りやめられている。

また、もともと琉球王国は国王の代替わりや江戸幕府の将軍代替わりの際に謝恩使や慶賀使といった使節の派遣、いわゆる「江戸上り」を実施していたものの、これは1850(嘉永3)年を最後に行われていなかったが、1872(明治5)年、明治政府は爾後新年儀礼や天長節に際しての祝賀書翰・献上品送付を琉球王国に通達した。更に、同年の天皇の中国四国地方巡幸に際して、池城親方や豊見城親方が天皇に拝謁した際には、維新の慶賀使を東京に送るよう指示している。

これを受けて、正使・伊江王子^{*3}、副使・宜野湾親方、賛議官・喜屋武親雲上が維新慶賀使として東京に入るが、後述の通り、このときに明治政府は琉球王国を廃して琉球藩を置き、琉球国王・尚泰を琉球藩王に冊封して、琉球処分の第一歩を踏み出すこととなった。

（3）版籍奉還と廃藩置県

1867（慶応4）年、新政府は幕府方であった諸藩・旗本の所領を没収し、もともとの政府直轄地を含めて、わずかな期間、市政裁判所等、裁判所と称する行政機関を置いた後、さらにこれを廃して、これらの地域に府・県を設置した。この段階では、なお多くの藩が存置され、政府直轄地（府県）と藩という二重の体制にあった。

中央集権化を目指す新政府は、1869（明治2）年4月、薩摩、長州、土佐、肥前4藩の連名で「版籍奉還」を上表する。ここでは、神武創業への復古を思想的よりどころとし、王土王民思想に基づいて、日本のすべての土地と民は天皇のものであり、その私有は許されるべきではないと主張し、それ故にこれまで各藩が統治していた土地と人民は朝廷にお返しするとしている。

この上表はあくまでも上記4藩が自主的に土地・人民の返納を申し出たものであるが、同年5月までには他の藩も版籍奉還を申し出るようになり、同年6月から翌3年8月までにすべての版籍が奉還された。

各藩は、自らの領地を征夷大將軍に安堵されることによって、その統治権の正当性を維持してきたところ、幕府が倒れて領有権を保障する権威が失われたために、いったんはこれを朝廷に返上した上で、改めて下賜もしくは領有権の再保障を受けられるのではないかとの期待の下に自主的な奉還に応じたとも言われるが、周知の通り、結局各藩主は新政府の地方長官として「知藩事」に任ぜられたものの、固有の統治権は否定されることとなった^{*4}。

*3 伊江朝直。1818年～1896年。琉球第二尚氏王朝第17代国王・尚灑の第4王子。王族・伊江朝平の養子となる。伊江島総地頭職、大与座奉行、平等所総奉行などを歴任した後、1872年に摂政となって、琉球処分問題などに対応した。

*4 波平恒男『『琉球処分』再考—琉球藩王冊封と台湾出兵問題—』（政策科学・国際関係論集11号）1頁参照

各藩は建前通りの王土王民思想を受け入れ、それが実現される形になったといえる。

更に1971（明治4）年には、藩が廃されて府県が置かれ、知藩事は免官となって東京への移住が命じられることとなった。

（4）琉球処分

そもそも「琉球処分」がどのような事態を指しているのかについては、一定の議論があるところであるが、概ね上記琉球藩王冊封から1879（明治12）年の琉球藩廃止と沖縄県設置、そして翌年の清国との分島問題までを指し示すとされる。

すなわち、明治5年に明治天皇が尚泰王を琉球藩王に封じることにより、天皇と琉球藩王との間に擬似的な君臣関係、すなわち冊封体制における清国皇帝と周辺国（琉球だけでなく、朝鮮やベトナムなど）と同様の関係を構築した。

さらに1874（明治8年）には、琉球外交の中心である清との朝貢関係の停止や裁判権限の内務省出張所への移管などを命じ、外交や司法、警察権限などを剥奪する。

しかし、琉球は引き続き清国との交流を継続したため、1876（明治12）年、明治政府は琉球処分官・松田道之を琉球に派遣し、琉球の国権接收を宣告し、沖縄県を設置、強制的に廃藩置県を実行することとなった。

これに対して、翌1877（明治13）年、清国は初代駐日公使・何如璋を通じて、日本が琉球に対して清国への朝貢を阻止したことを抗議した。これに対して、日清両国は先島諸島（宮古島以南の島々）を清国に割譲するとともに、日清修好条約を改正する方向（分島解約）で交渉をまとめたものの、条約締結直前に清国が翻意して調印を拒否し、清国との関係は未解決のまま残されることとなった^{*5}。

概ねここまでの経過を琉球処分と称するが、最終的に1895（明治28）年、日清戦争で日本が勝利すると、下関条約の締結に伴い沖縄全体に対する日本の統治権が承認されて今日に至っている。

*5 上原兼善「先島分島問題」（沖縄歴史研究5号32頁）参照。

3 日本はどのようにして沖縄統治の正当性を手に入れたのか

(1) 版籍奉還と琉球

上述のような経緯によって琉球は沖縄として日本に編入されることとなったわけだが、当の日本も当然に琉球の支配権を持っているなどと考えていたわけではない。琉球が清との朝貢関係を持つ独立国であった以上当然のことではあるが、そうであるとすればどのような論理によって琉球処分を正当化した（できると考えた）のであろうか。

そこで、まず薩摩藩による版籍奉還から確認しておきたい。

前述の通り、版籍奉還は土地と民は天皇のものという王土王民思想をよりどころとするが、それはすなわち瓊瓊杵尊が神勅によって日本の統治を任せられ、その曾孫が神武天皇として即位した時点において、日本の土地と民はすべて統治の受任者たる神武天皇のものだったのだから、そのときに戻そうということになる。その範囲がどこであるのかを詳細に確定することは不可能であるが、少なくとも現在の本州、四国、九州は含まれるといえる。

そうすると、琉球侵攻以前から島津氏の領地であり、江戸幕府によって統治が保証されていた地域、すなわち現在の鹿児島県を中心に九州島内に属する部分については、奉還の対象であったといえる。それでは、薩摩が附庸国としていた琉球はどうであろうか。

2つの考え方があり得る。

1つは、廃藩置県によって島津氏の封建領主としての地位が失われた以上、琉球に対する部分的支配権も失われ、かつ琉球への部分的支配権は島津氏の封建領主としての地位に付属するものであるから鹿児島県に引き継がれてもいない。そうすると、清国の朝貢国としての地位だけが残っている。

もう1つは、奉還の時点において各藩主が統治していた範囲すべてが対象となる、すなわち薩摩の版籍には琉球の領土および人民も包含されていたと考えられると、琉球の支配権も朝廷に奉還されたと考えることができる。その場合、他の地域と異なる琉球藩設置なども行っているが、これは日本政府は統治権を取得したにもかかわらず、勘違いや怠慢によりその事務がなされなかっただけと言うことになる。

王土王民思想という建前をどの程度厳密に考えるかにもよるかもしれない

が、ひとまず神武創業への復古を目指すという思想をよりどころとする以上、大和朝廷の支配下に一度も入ったことのない地域は、奉還、すなわち「天皇にお返しする」という行為とも整合しないことになる。おそらく、当時の日本政府も同様の理解にたつて、琉球を捉えており、そのために他の正当化根拠を求めている。

なお、このように考えると、琉球侵攻の時に薩摩に割譲され、版籍奉還当時には附庸国ではなく薩摩藩の直接統治の対象地域であった奄美諸島の取り扱いにより困難なものとなる。大和朝廷が支配していた地域でもないが、だからといって琉球王府に返還する筋のものでもない。そうはいつても、奄美諸島にだけ、幕藩体制と同様の薩摩藩が存在し続けるというのも現実的とはいえない。琉球処分と沖縄地域への近代法制移入をテーマとする本校では深く立ち入らないが、問題が残されたとはいえる。

(2) 琉球はどここの附庸国だったのか？

版籍奉還によって琉球の統治権が得られるわけではないため、「昔から」日本の附庸国だったのだという主張も見られる。

まず、14世紀の三山時代に中山王によって朝貢が開始され、琉球王国成立以降も冊封が行われていることから、中華帝国の附庸国（朝貢国）であったことは争いが無い。

また、1609年の薩摩による侵攻を受け、敗戦によって薩摩藩の附庸国となったことも明らかである。

それでは、日本との関係はどうであろうか？薩摩の政治体としての独立性が高かったとしても、その上には、日本全体の統治を委任されている征夷大將軍と幕府がいる。そうすると、琉薩関係は、

〔琉球 — 薩摩〕の関係なのか、もしくは

〔琉球 — 薩摩 — 幕府〕の関係といえるのかの問題である。

明治5年に鹿児島県庁から伊地知貞馨および奈良原繁が琉球に派遣された際の口上書には、「全体琉球之儀、表向は支那の附庸に候へ共、現実本朝附庸之國に相違無之、中古以来貢獻等の事旧史に相見得」すなわち琉球は表向きは中国の附庸国であるけれども、実際には日本の附庸国に間違いないと述べている。

(3) 琉球藩王冊封と琉球処分

しかし、結局のところ、日本政府は日本と琉球との附庸国関係はないし、版籍奉還によっても琉球の版籍は日本に戻ってきてはいないとの認識の下、琉球への支配を強化していくことになる。先取りして言えば、他の大名・旗本と同様に、圧力と保護によって琉球国王も自主的に日本への恭順を示し、領地・領民を差し出すことを期待したものの、成功せず、最終的には強硬手段に打って出たということになる^{*6}。

明治5年に入ると、琉球の取り扱いについては日本政府内で熱心に議論されていた。

まず、大蔵省が「琉球国の版籍を収めしむる儀」を作成する。やや乱暴な議論ではあるが、携式の罪（天皇、中国皇帝という二君に仕える罪）を断罪し、琉球国王に「悔悟謝罪、茅土の不可私有を了得せしめ、然後に速に版籍を収め、明に我所轄に帰し、国郡・制置・租税・調貢等、悉皆内地一軌の制度に」することを提案している。すなわち、日本の天皇との間に従前から君臣関係とみるべき関係があるのに、清国の皇帝から冊封を受けて臣となることは重罪であるから、それをとがめて琉球国王に反省謝罪させ、領地を私有してはならないことを理解させることによって、天皇に対して土地を明け渡させ、以て日本本土と同様の制度に引き直すべきだとする。王土王民思想の適用困難を極めて軽く見積もることで、強行に編入を急ごうとしている。

これに対して、外務省は、

- ①琉球国王尚泰を琉球藩王に冊封する
- ②尚泰を日本華族に列する
- ③琉球と外国との私交をやめさせる

といった内容の建議「琉球の取扱」を示している。

これらの意見については、太政官左院で議論されているが、最終的には、おおよそ

- ①清への従属は名目上のもので、薩摩及び日本への従属は実のあるものだ。従

^{*6} 後田多敦『琉球処分の再検討—『琉球藩処分』の理由と命令の構造—（沖縄キリスト教学院大学論集8号）13頁参照

来通り要務の実をとれるのであれば清国に虚名を与えても差し支えない

②外国との私交禁止に賛成

③華族に列する事には反対。華族は日本人を対象としていて、琉球之人類たる琉球国主を国内の人類と混看すべきではない。

④琉球藩王の宣下にも反対。国内では廃藩置県を実施したばかりなのに琉球に藩号を授けては矛盾してしまう。琉球は兵力単弱で皇国の藩屏たる資格はない。日本は帝国なのだからその下に王国や候国があっても差し支えない。琉球王に封じればよい。

といった見解が示され、これが琉球への基本的な対処方針となっている。なお、外務省建議や太政官左院の見解に出てくる「私交」とは私的な付き合いと言うことではなく、日本側の許可を受けない勝手な交流というような意味である。

以上のような基本方針の下、前述のように、維新慶賀使として上京させた伊江王子に対して尚泰王を琉球藩王に冊封することを通告し、琉球側もこれを受諾することとなった。

琉球を侵略し、重税を課してきていた薩摩の支配から解放されたことなどからこれに好感を持つ向きもあり、また清国が君主として琉球の内政に干渉すると言ったことも想定されていなかったことから、日本による藩王冊封も必ずしも重大に捉えられていなかった向きもあるが、日本は次第に琉球の内政・外交に介入することとなる。

明治8年になると日本政府は琉球藩に対して、以下のような通達を出す^{*7}。

琉球藩

其藩の儀従来隔年朝貢と唱へ清国へ使節を派遣し或は清帝即位の節慶賀使差遣し候例規有之趣に候得共自今被差止候事

藩王代替の節従前清国より冊封受け来り候趣に候得共自今被差止候事

右の通可心得此旨相達候事

明治8年5月29日 太政大臣三條実美

*7 資料は特に断りのない限り、東恩納寛惇『尚泰侯実録』（櫛引成太・大正13年）(<https://www.dl.ndl.go.jp/api/iiif/1020228/manifest.json>)。なお、原文は漢字・片仮名表記だが、解説の便宜のため漢字・平仮名表記に直した。

琉球藩

其藩治の内裁判の儀自今其地に在る内務省出張所に被附右規則左の通被定候条此旨可心得事

一 藩内人民相互の間に起る刑事は藩庁之を鞠訊し内務省出張所の裁判を求むべし

一 藩内人民相互の間に起る民事及び藩内人民と他の府県人民（兵員と普通人民とを論ぜず）との間に相関する刑事民事は直ちに内務省出張所に訴へしむべし

明治9年5月17日

まず、琉球外交の要とも言うべき清国との交流を禁止する。すなわち隔年で朝貢使節を送ったり、清国皇帝即位の際に慶賀使を派遣することとともに、藩王（国王）即位の際に冊封使を受け入れることも禁止している。

また、琉球人の犯罪についてはなお琉球藩において捜査取り調べが許されるものの、すべての民刑事裁判、および他府県民が関わる刑事事件の捜査取調べは日本の内務省が琉球に設置する出張所の管轄とするとされた。

しかし、琉球側はこれらの命令の多くを無視し、従来の方針を維持していた。すなわち、清国へも隔年の朝貢使節を送り、藩内での警察権や裁判権^{*8}も行使し続けていた。

こうした事態を受けて、ついに日本側は琉球処分官・松田道之を琉球に派遣し、琉球藩の廃止と沖縄県の設置を断行することとなる。

ここまで見てきたとおり、日本から見て外国である琉球王国について、日本の一部である薩摩藩の部分的支配を受けていたとはいえ、薩摩藩が版籍を奉還したからと言って、琉球にまで日本の支配権が及ぶわけではないとの認識の下に、以下のような流れをたどることとなったといえる。

*8 1877年に発生した真宗法難事件により、内務省出張所の裁判権は有名無実化したとされる。琉球王国においては浄土真宗の信仰が禁止されていたのに反して、浄土真宗東本願寺派の僧侶・田原法水が布教を実施した事に対し、琉球藩庁は多数の信者を逮捕投獄し、裁判を実施した。薄弱な警察力しか持たない内務省出張所は東本願寺代表団と琉球藩庁の調停をわずかに務めただけで、以後琉球藩による裁判を黙認する形となった。前掲註6参照。

- ①明治天皇が琉球藩王を冊封→擬似的君臣関係
- ↓
- ②明治天皇（日本政府）が琉球に対清断交と裁判権接收を命令
- ↓
- ③琉球は朝貢を継続。裁判も実施。
- ↓
- ④冊封を受ける立場にありながら天皇の命令を無視した
- ↓
- ⑤懲罰的な命令としての琉球処分（琉球の国権接收）

西欧列強の脅威も迫る中で、できるだけ早く領土問題を解決してしまいたい明治日本の苦心の跡が見て取れるが、仮に天皇と琉球国王との間に君臣関係が設定できたとして、冊封体制を真似た君臣関係にあって、上述のような細かな命令をなしえたのか、なしえたとして違反に対して国権剥奪というような懲罰的的行為が冊封体制には予定されているのかなど、疑問も少なくない。

ともかくも、このように理論的困難を包含しつつも、実現した琉球の編入と沖縄県設置だが、このような特殊な統治権の移行は、結果的にそこで適用される法制についても日本本土とは異なるものとなったので、以下ではその点について見ておくこととする。

4 旧慣温存政策と改革

(1) 官民一体となった反日活動

明治12年に琉球が沖縄県になると、まずエリート層である士族を中心に反発が広がることとなる。救国を訴えるために、当時琉球王国の公館があった福州などを經由して北京や天津などで請願活動をおこなう、いわゆる脱清活動が盛んに展開された。これに対応した直隸総督兼北洋大臣の李鴻章は琉球への軍事侵攻は現実的ではないとの見解を表明していたが、帰琉した脱清人たちはすぐにでも清国の軍艦が琉球に到着すると言った希望的観測、ないしはデマを吹聴して、社会を混乱させるものともなった。

さらには、民間でも日本による統治を忌避する動きが現れる。琉球処分官・

松田道之は琉球処分官出張所および沖縄仮県庁を設置し、士族らには直ちに旧来の官職に復帰して県政に参加するように求めたが、士族らはこれを無視し、日本からの官吏に対しても引き継ぎを拒否した。これに併せて、士族だけでなく農民も巻き込んだ血判誓約書による島ぐるみの組織化が図られ、日本の統治に反対する動きを見せた。実際にも、宮古島では親日派を隣地で殺害するサンシイ事件も起こっている。

(2) 旧慣温存制作

こうした、官民一体の苛烈な反発を受けて、日本政府は当面の間、原則として土地使用形態を琉球王朝時代から変更せず、士族らの徴税権限も維持するとの方針を固める。

明治15年6月には内務省訓令を発出し、概略

- ①従来公布されている法律等で旧慣に抵触するか、抵触しなくても民情に適合しないものについては内務省に伺いを立てた上で施行するかしないかを県令が決定
- ②法律等に規定のない旧慣はそのまま施行
- ③実際に施行されている旧慣を改正しようとするときは、主務省に伺いを立てた上で県令が改正できる
- ④新たに公布される法律については県令の判断に於いて施行を停止し、内務省に伺い出る事などを通告した。

また、農民らの不満を軽減するため、県番外第一号「旧琉球藩下一般人民に告諭す」を発出、そのなかで「勉めて旧来の慣行に従ふの御主意なるのみならず却て旧藩政中過酷の所為又は租税諸上納物等の重斂なるものは追て御詮議の上相当寛赦の御沙汰可有」とし、原則としては従来通りだけれども、公租公課等で過酷過重のものは検討の上で軽くすると宣告している^{*9}。

上記の通り日本本土で制定された法律も、県令の判断によって施行を停止す

*9 ただし、士族らの不満回避策としての旧慣温存が沖縄本島以外、特に先島諸島における収奪構造の維持拡大につながったと指摘するものとして、西里喜行「明治政府の対沖縄政策と先島」（沖縄歴史研究7号63頁）

ることができることとなり、特に土地利用や税制、裁判などに関わる登記法、国税徴収法、裁判所構成法などの県内施行は見送られた。

(3) 従来土地制度と利用状況

それではこのようにして温存されることとなった従来からの土地制度とはどのようなものであったのか^{*10}。

琉球でもともと、一部の私有地を除いて村落（間切＝現在の市町村よりも一回り小さいくらいの領域、及び村＝現在の集落の程度）共有を原則とし、各共有地に課税していた（個人や家単位の課税はない）。また、共有地では地割りを実施して各百姓に土地を分配し、数年ごとに家族構成などによる耕作能力の変化を勘案して地割りをやり直すという方法がとられていた^{*11}。

そのほか、間切や島などを管轄する間切番所、蔵元、村屋などの行政機関を存置し、役人にも士族が引き続き当てられたが、それらの収入源となる地頭地、神官たる女性の役地であるヲエカ地やノロクモイ地、平民が払い下げを受けた払請地や請地、平民が開墾して私有を認められた仕明請地、士族が開墾して私有が認められた仕明知行地などが見られる。

1968年に琉球政府が調査したところでは、明治12年時点における土地利用状況は以下の通りである。ただし、本来は田や畑以外に山林や社寺地（灰焼地）などが独立した分類とされていたはずであるが、それらをどのように勘定に入れたのか（全体が100%となっているので、どこかには参入されているはず）は不明。

*10 渡口真清「地頭地・百姓地－けんちから地割まで」（沖縄歴史研究創刊号3頁）、同「地割起源考」（沖縄歴史研究8号67頁）も参照。

*11 地割については、渡口真清「地割と無親疎配分」（沖縄歴史研究10号69頁）参照。

	田（反）	畑（反）	合計（反）	比率（%）
百姓地	31220	10632	138153	67.01
地頭地	9790	18190	27980	13.57
ヲエカ地	4516	9991	14507	7.04
ノロクモイ地	716	1968	2684	1.30
仕明請地	7149	4656	12075	5.86
仕明知行地	2277	867	3144	1.53
請地	1667	2377	4044	1.96
払請地	462	3106	3568	1.73
計	58067	148087	206154	100.00

(4) 内法の成文化

法律についても、上述の通り、日本の法律のすべてが沖縄に適用される状況ではなかったため、社会的なルールも多くが残されることとなった。

このように残された間切や村落の慣習法を「内法」という。

基本的には成文化されない慣習であるが、沖縄県設置後は新たな規則の制定や改正の必要に迫られることとなる。琉球王府の消滅に伴って王府が設置していた各種の役所も廃止されることとなるが、沖縄県に派遣される日本の役人の規模は十分ではなく、また従来から行政を担ってきた沖縄の士族は協力を拒否しているため、行政活動の滞りが重大な問題となった。

その発端となったのが、山林の荒廃であるとされる。琉球王国時代には王府の下に山林全体の責任者たる総山奉行、その下に一定範囲を管轄する山奉行、更にその下に無許可伐採を取り締まる山方筆者や、船舶積み荷検査によって無許可の用材や薪炭島の運び出しを取り締まる船改筆者などがおかれて、伐採規模などを調節していた。また、百姓共有地たる山林では村屋に役人が置かれ、その下で村方と呼ばれる村民が自警的な山林取り締まりを実施していた。しかし、これらの役職が琉球王国とともに消滅すると、無計画な伐採が横行して、山林が荒廃するという問題が生ずるようになったとされる。

そこで県は内法による山林取締り強化を要請し、その見返りとして慣習法に

よる違反者処分を事実上容認する姿勢を示した^{*12}。

また、1884年には山方筆者および船改筆者の復活を一部の村落が願い出て承認を受けると、県は各間切りに対して山林取締り内法の県への届け出を要請し、部分的とはいえ内法の成文化が始められることとなった。

更に内法届では甘藷栽培や製糖業に関連する事項にも拡大、明治26年には県内務部は「沖縄旧慣地方制度」をまとめ、その中で各村落で成文化された内法も収録されている。

当時、内法は私的約定に過ぎないと認識の下に、そのようなものを根拠として違反者を処分することには批判もあったが、県が認可することで法的効力を付与し、成文化された内法の改正も可能となった。

(5) 沖縄土地改革

世情が安定すると、琉球処分への反発も沈静化し、日本政府内には沖縄県についても土地の個人所有と地租制度による国税徴収を図るべきとの意見が台頭することとなる。

そこで政府は明治32年、沖縄県土地整理法を制定、それまで行われてきた地割りを法律施行後1年以内に1回実施し、そこで割り振られた土地を個人所有地とするとした。期間内であれば地割り替えを許す例外はあったものの、これにより原則として旧来の土地制度と税制は廃止され、個人所有と地租制度が適用されることとなった。

5 終わりに

琉球処分から土地改革までの時期の変遷を見てきた。

必ずしも法的な論点について十分な検討ができたわけではないが、論理手構造の確認をすることができた。

これを基礎に、今後は、沖縄における近代法制の移入と定着の過程を分野ごとに検討することが必要となる。

*12 上地一郎「旧慣諸制度の解体と日本への統合」(高岡法学31号)1頁参照